

答 申 第 1 7 号
平成 3 0 年 1 0 月 1 0 日

高崎市監査委員 様

高崎市情報公開審査会
会長 阿部 圭司

高崎市情報公開条例第 1 9 条第 1 項の規定に基づく諮問について（答申）

平成 3 0 年 1 月 3 0 日付けで諮問のありました下記審査請求について、併合して別紙のとおり答申します。

記

諮問番号：諮問第 1 8 号、諮問第 1 9 号
平成 2 9 年 1 0 月 5 日付け（第 1 8 6 - 1 号）「行政文書不存在通知」に係る
審査請求

別紙

諮問番号：諮問第18号、諮問第19号

答申番号：答申第17号

答 申 書

第1 審査会の結論

高崎市監査委員が行った決定は妥当である。

第2 諮問事案の概要

1 行政文書公開請求

審査請求人（以下「請求人」という。）は、高崎市情報公開条例（平成14年高崎市条例第42号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、高崎市監査委員（以下「実施機関」という。）に対し、平成29年9月21日付けで「●●に係る住民監査請求（第70-1号）における監査に必要な証拠資料」に関し、「●●から資料提出を受けた資料一覧が記載されている文書、若しくはどのような資料提出を受けたのかが分かる文書」という内容の行政文書公開請求（以下「本件請求1」という。）及び「庁内から資料提出を受けた資料一覧が記載されている文書、若しくはどのような資料提出を受けたのかが分かる文書」という内容の行政文書公開請求（以下「本件請求2」という。）を行った。

2 実施機関の決定

実施機関は、平成29年10月5日に、本件請求1及び本件請求2に係る行政文書（以下「本件行政文書」という。）について、行政文書不存在通知（以下「本件処分」という。）を行い、不存在の理由を次のとおり付して請求人に通知した。

（不存在の理由）

請求内容が分かる行政文書を作成及び取得していないため、不存在。

3 審査請求

請求人は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）に基づき、本件処分を不服として、実施機関に対し、本件請求1及び本件請求2について、平成29年10月19日付けでそれぞれ審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

4 弁明書の送付

実施機関は、行政不服審査法第9条第3項において読み替えて適用する同

法第29条第2項の規定に基づき、平成29年12月6日付けで弁明書を請求人に送付した。

5 諮問

実施機関は、条例第19条第1項の規定に基づき、高崎市情報公開審査会（以下「審査会」という。）に対し、平成30年1月30日付けで本件審査請求事案の諮問を行った。

第3 争点

本件行政文書を不存在とした実施機関の決定は妥当であるか。

第4 争点に対する当事者の主張

1 請求人の主張要旨

請求人は、「実施機関は、行政文書を作成し、公開しなければならない」と主張している。

2 実施機関の主張要旨

実施機関は、弁明書並びに平成30年1月31日及び同年3月29日の当審査会における説明において、おおむね次のように主張している。

(1) 「資料提出を受けた資料一覧が記載されている文書」について

請求人の主張は、●●及び本市介護保険関係職員が実施機関に複数の資料を提出するに際して、資料一覧を添えることを前提にしており、また、複数の資料を提出するに際し資料一覧を添えることは、社会一般に見られることでもあるが、実施機関は、●●及び本市介護保険関係職員からこのような文書を取得しておらず、また、実施機関において作成していない。

(2) 「どのような資料提出を受けたのかが分かる文書」について

請求人が求める文書は、監査委員が監査にあたり、事務局職員に指示して作成した、●●及び本市介護保険関係職員から収集すべき資料を記した文書や、●●及び本市介護保険関係職員に資料提出を依頼する文書を想定しているものと解せるが、監査委員は、60日以内という限られた監査期間の中、●●及び本市介護保険関係職員に対する依頼や、事務局職員に対する資料収集の指示は、いずれも口頭で行っており、該当する文書は作成及び取得していない。

(3) 請求人は、実施機関は、請求内容が分かる行政文書を作成し、公開しなければならないと主張をしているが、情報公開制度は、実施機関の保有する行政文書の公開を請求する制度であり、実施機関に文書の作成を請求する制度ではない。

第5 審査会の判断

1 争点

「行政文書を保有していない」という類型には、①そもそも作成又は取得をしていない、②作成又は取得をしたが保存期間満了等により廃棄済み、③公開請求の対象となる「行政文書」ではないという3つの場合があるが、実施機関は①の作成も取得もしていないと主張しているので、本件行政文書が、実施機関における事務処理において、作成又は取得されたか否かを検討する。

(1) 本件行政文書について

複数の資料を提出するに際し資料一覧を添えることは、社会一般に見られることでもあるが、実施機関は、●●及び本市介護保険関係職員に対し、資料提出の際に資料一覧を添付するよう依頼をしておらず、●●及び本市介護保険関係職員から提出された資料にも、そのような資料一覧の添付はなかった。また、実施機関は、監査にあたって、該当する文書の作成及び取得をしなくとも、事務処理において不都合はなかったという、実施機関の主張に特段の不自然な点は認められない。

(2) 審査会の調査について

審査会は、実施機関に対して、条例第22条第4項に基づく調査を実施し、監査委員事務局において本件行政文書の保有の有無を確認したが、本件行政文書として改めて特定すべき行政文書の存在は確認できなかった。

(3) したがって、本件行政文書を不存在とした実施機関の判断に、特段の不自然な点は認められない。

2 結論

以上のことから、本件決定について、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

なお、請求人は、本件審査請求において、「実施機関は、行政文書を作成し、公開しなければならない」と主張するが、行政文書の公開請求権は、条例第5条の規定のとおり、実施機関の保有する行政文書の公開を請求する権利を行使することを認めるものであり、実施機関に対して文書の作成を請求する権利を付与するものではない。

審査会の経緯（行政文書公開請求）

年 月 日	審 理 経 過 等
平成30年1月30日	諮問
平成30年1月31日 平成30年4月26日 平成30年5月31日	調査、審議
平成30年7月19日 平成30年8月 8日 平成30年9月27日	答申調整
平成30年10月10日	答申

高崎市情報公開審査会委員

会 長	阿部 圭司
副会長	田島 義康
委 員	有賀 長規
委 員	竹内 健
委 員	越澤 恭行